

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四水道管理課の部第一項水道部長の専決事項の欄1を削り、同欄2中「第十四条第一項」を「第十四条第四項」に、「許可申請」を「届出」に改め、同欄2を同欄1とし、その次に次のように加える。

2 法第十九条第一項の規定に基づき、第一種貯蔵所の位置等変更の許可申請をすること。

別表第四水道管理課の部第一項水道部長の専決事項の欄中5から7までを削り、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第十九条第二項の規定に基づき、第一種貯蔵所の位置等変更の届出をすること。

別表第四水道管理課の部第一項水道部長の専決事項の欄5の次に次のように加える。

6 法第二十四の四条第一項の規定に基づき、特定高压ガス消費施設等の変更の届出をすること。

別表第四水道管理課の部第一項水道部長の専決事項の欄8を同欄7とする。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。